高根沢町告示第126号

高根沢町建設工事総合評価落札方式試行要領を次のとおり定め、平成19年10月10日より適用する。

平成19年10月10日

高根沢町長 高 橋 克 法

高根沢町建設工事総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高根沢町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令 第167条10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が高根沢町にとって最も有利 なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。) の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等(以下「施工能力等」という。)と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

(総合評価の方法)

- 第3条 総合評価落札方式で定める評価点は、次の各号の規定によるものとする。
  - (1)総合評価点:価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
  - (2) 価格点:入札価格に基づいて算定した評価点
  - (3) 価格以外の評価点:施工能力等から算定した評価点
- 2 前項各号の評価点は、別表の「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(入札方法及び評価項目算定資料の提出)

- 第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領及び別に定める高根沢町契約 事務規則、高根沢町条件付一般競争入札実施要綱及び高根沢町郵便入札実施要綱により実 施するものとする。
- 2 入札者は価格以外の評価をするために次に揚げる資料(以下「評価項目算定資料」という。)を入札公告に示す期間に提出しなければならない。
  - (1)項目算定資料の提出について(様式第1号)
  - (2) 評価点算定資料一覧表(様式第2号)
  - (3) 施工実績評価資料(様式第3号)
  - (4)配置予定技術者評価資料(様式第4号)
- 3 前項による評価項目算定資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。

(総合評価落札方式による実施の適否及び落札決定基準の審査)

- 第5条 当該建設工事予算の属する課長(以下「予算原課長」という。)は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に実施の適否及び総合評価算定基準に基づく落札者を決定するための総合評価の方法(以下「落札者決定基準」という。)について高根沢町建設工事入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)に、審査依頼書(様式第5号)に次の各号に掲げる資料を添付して審査の依頼をするものとする。
  - (1)総合評価落札方式に関する評価調書(様式第6号)
  - (2) 価格以外の評価点の算出方法(個別工事)(様式第7号)
- 2 審査会の長は、実施の適否等審査結果通知書(様式第8号)により審査の結果を予算原 課長に通知するものとする。
- 3 予算原課長は、実施の適否等審査結果通知書の写しを添付し、総合評価落札方式による 入札実施を総務課長へ依頼するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

- 第6条 総務課長は、次の各号に揚げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)に1号及び2号については様式第9号により、3号については様式第10号により意見を聴かなければならない。
  - (1)総合評価落札方式により入札を行おうとするとき
  - (2) 落札者決定基準を定めようとするとき
  - (3) 落札者を決定しようとするとき

(実施の適否及び落札者決定基準の決定)

第7条 総合評価落札方式による入札実施の適否、落札者決定基準については、前条の規定 による意見聴取結果を踏まえ、審査会の審議に付して決定するものとする。

(価格以外の評価点の審査)

- 第8条 価格以外の評価点の審査は、審査会において行うものとする。
- 2 審査会の長は、前項の審査結果を価格以外の評価点の審査結果通知書(様式第11号)により総務課長に通知するものとする。

(価格以外の評価結果公表及び疑義照会)

- 第9条 総務課長は、前条による価格以外の評価点の審査結果について、公表するものとする。
- 2 入札者は、前項により公表された日から翌日までに、自らの評価点について価格以外の 評価に関する疑義について(照会)(様式第12号)により疑義の照会をすることができる ものとする。
- 3 総務課長は、前項による疑義の照会があった場合は、審査会の審議に付し、価格以外の 評価に関する疑義について(回答)(様式第13号)により回答するものとする。なお、価 格以外の評価点を修正した場合は、修正内容について公表するものとする。

(価格以外の評価点の決定)

第10条 価格以外の評価点は、審査会において決定するものとする。ただし、前条第2項による疑義の照会があった場合には前条第3項による審査会において決定したものとし、また前条第2項による疑義の照会がなかった場合には第8条第1項による審査会において決

定したものとみなすことができる。

(入札書の開札及び総合評価点の算出)

- 第11条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。
- 2 総合評価点の算出については、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者について行う。

(落札第1順位者の決定方法)

第12条 落札者第1順位者(以下「落札候補者」という。)は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、入札価格の最も低い者を落札候補者とする。この場合において、最も低い者が2者以上いる場合は、当該候補者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定することができるものとする。

(落札者の決定)

- 第13条 落札候補者が決定したときは、第6条の規定に基づき学識経験者の意見を聴取することとする。
- 2 前項による意見聴取結果を受け、審査会の審議に付し、落札者を決定するものとする。
- 3 前項により落札者が決定したときは、落札者に通知するとともに閲覧及び公表するものとする。

(入札参加者への周知)

- 第14条 総務課長は、本試行要領を公表するとともに、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。
  - (1)総合評価落札方式を採用していること
  - (2) 評価項目算定資料を提出すること
  - (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること
  - (4) 落札者決定基準及び落札決定方法
  - (5)総合評価に関する審査結果が公表されること
  - (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること

(価格以外の評価内容の確保)

第15条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

(秘密の保持)

第16条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は公表しないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、予定価格の制限の範囲内の者について、 次の算式により算定する。

総合評価点=価格点+価格以外の評価点

2 価格点と価格以外の評価点は合計 100 点とし、それぞれの配点は次によるものとする。 ア 価格点 90 点

イ 価格以外の評価点 10点

- 3 価格点の算定方法
  - (1)価格点は、次の算式により算定する。

価格点=配点×最低価格/入札価格【小数点以下第4位四捨五入】

- (2)最低価格は各入札者の入札金額(消費税等を含まない。以下、同じ。)のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。
- 4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料(添付書類を含む。)により、 評価項目算定資料提出日(以下「評価基準日」という。)現在において、次の評価項目及び 評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				並年進	mi 占		
評価項目   企   同種工事の		評価内容   同種工事を元請けとして施工	配点 1.5 点	評価基準   配点   個別工事ごとに定める			
業	向性工事の 施工実績	「「一種工事を儿頭りとして旭工   した実績(特定建設工事協同	月.6	10別上事 ことに足める			
未の	旭工天順	企業体の構成員としての実績					
施		を含む。) により評価する。					
工	工事成績	過去3年間の工事成績評定点	2.0 点	# .HDI I	90 1		
上能	上于从侧	一個公司中間の工事成績計足点   (特定建設工事協同企業体の	2.0 点	75 点以上	2.0 点		
力		構成員としての評定点を含		65 点以上 75		1.0 点	
/3		む。)の平均値[小数点以下第2		点未満		210 ///	
		位四捨五入]により評価する。		65 点未満		0 点	
		対象となる評定点がない場合					
		は、平均値を65点とみなす。					
		100   10   E 00   MC 17 10					
配	同種工事の	同種工事を主任技術者又は監	1.5 点	個別工事ごとに定める			
置	施工実績	理技術者として元請施工した					
予		実績(特定建設工事協同企業					
定		体の構成員としての実績を含					
技		む。)により評価する。					
術	保有資格	配置予定技術者の保有する資	1.5 点	個別工事ごとに定める			
者		格を評価する。					
0)							
能							
力	が茶型トツ	了去然式上上世 (本部类法)。	1 <b>2</b> 1				
地址	営業拠点の	工事箇所と本店(建設業法に	1.5 点	高根沢町内に有り		1.5 点	
域貢	所在地	基づく主たる営業所に限る。) の所在地に基づき評価する。				_	
献				高根沢町内に無	無し	0 点	
用人	防災協定	防災協定の締結の有無により 評価する。	1.0 点	有り		10 1	
						1.0 点	
				無し		0 点	
				<del>#</del> U		0 /5	
そ	ISO の認証	ISO9001 又はISO14001 の認	0.5 点	ISO9001 又は 14001 のいずれかを取得 0.5 点		0.5.占	
$\mathcal{O}$	取得	証取得の有無により評価す				0.0 m	
他		る。		無し		0 点	
	建設業労働	建設業労働災害防止協会への	0.5 点	加入有り 0.5		0.5 点	
	災害防止協	加入の有無により評価する。		加入無し		0 点	
	会への加入			74H / <b>1</b> /1/1/10		0 ///\	
合計			10 点				